

第三管区海上保安本部公示第 38 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 6 年 9 月 27 日

第三管区海上保安本部長（公印省略）

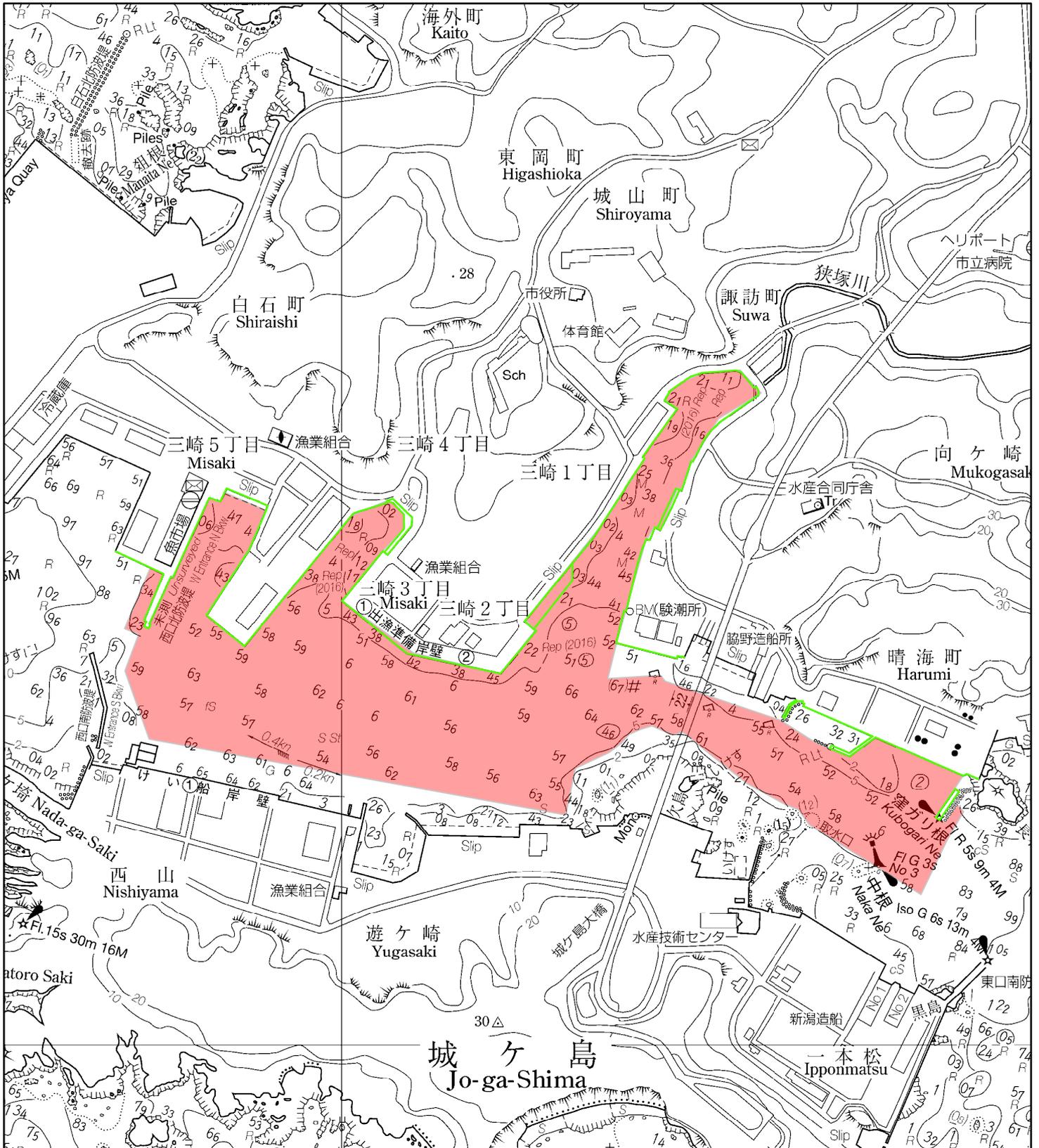
令和 6 年度三崎港水路測量

- 1 測量計画者 第三管区海上保安本部
神奈川県横浜市中区北仲通 5 丁目 57 番地
- 2 測量実施者 第三管区海上保安本部
神奈川県横浜市中区北仲通 5 丁目 57 番地
- 3 測量期間 令和 6 年 10 月 7 日から令和 7 年 1 月 31 日までのうち 10 日間
- 4 測量区域 別添付図
- 5 実施方法 測量船「はましお」、同船搭載艇による水深調査、底質調査
- 6 その他
 - イ 水路測量を行っている船舶は、水路業務法第 17 条に基づく水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める白紅白の標識を揚げる。
 - ロ 三管区水路通報により周知する。
 - ハ 天候その他の理由により、日程を変更することがある。

付図

1:8,500

基図はW1068より採る



 R6年度調査予定海域
 岸線測量